

契約担当官
航空自衛隊第8航空団
会計隊長 山崎 陽一郎

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

記

- 1 入札方式 一般競争入札
- 2 入札日時 令和8年4月27日（月） 14時00分
- 3 入札場所 福岡県築上郡築上町西八田 航空自衛隊築城基地会計隊入札室
- 4 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当する者でないこと。
(2) 令和7・8・9年度の資格結果通知書(全省庁統一資格)で「物品の販売」及び「役務の提供等 A、B、C又はD等級に格付けされ、九州地域の競争参加資格を有する者とする。
(3) 契約担当官等から、又は防衛省としての指名停止措置を受けている期間中のものでないこと。
ア 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
イ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- 5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。
- 6 保証金 入札保証金 免除
契約保証金 免除
- 7 契約方法 単価契約
- 8 決定方式 総額決定
- 9 入札の無効 4の参加資格のない者のした入札、又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- 10 契約書等作成の有無 有
- 11 適用する契約条項 航空自衛隊標準契約（請書）条項、物品売買契約（請書）条項、役務供給契約（請書）条項及び適用契約条項の関係条項による。
- 12 契約条項を示す場所 航空自衛隊築城基地 会計隊契約班
- 13 入札に付する事項

品名（件名）	履行場所	履行期限	適要
圧縮空気充填装置自主検査 外	航空自衛隊築城基地及び受注者指定場所	契約締結日 ～ 令和9年3月31日	入札書のとおり

- 14 その他 (1) 入札参加希望者は、令和8年4月24日（金）17時までに電話にて連絡するものとする。また、資格審査結果通知書の写しを入札日時の前までに提出すること。
(2) 郵便による入札を希望するものは、記録に残る方法を用いて令和8年4月24日（金）17時までに下記連絡先まで郵送すること。
(3) 落札業者のみ、内訳書を提出するものとする。
(4) 本書記載事項の詳細、その他不明な点については会計隊契約班に照会のこと。

福岡県築上郡築上町西八田
航空自衛隊築城基地会計隊契約班 担当：鈴木
電話 0930-56-1150（内線3468）
Mail：SUZUKIj4q@inet.aci.mod.go.jp

市価調査書

令和 年 月 日

会社名

品名(件名)	規格	単位	予定数量	単価	金額	備考
圧縮空気充填装置自主検査	仕様書のとおり	回	1			
背負型空気呼吸器耐圧検査	仕様書のとおり	回	16			
容器耐圧検査	仕様書のとおり 工業用酸素ボンベ 6m ³	個	2			
容器耐圧検査	仕様書のとおり 工業用酸素ボンベ 6m ³	個	3			
容器耐圧検査	仕様書のとおり アルゴンガスボンベ 6m ³	個	1			
容器耐圧検査	仕様書のとおり フロンガス回収装置用ボンベ 21L	個	2			
容器耐圧検査	仕様書のとおり 吸入用酸素ボンベ	個	20			
容器耐圧検査	仕様書のとおり 窒素ガスボンベ 6m ³	個	30			
容器耐圧検査	仕様書のとおり 純空気ボンベ 6m ³	個	6			
容器耐圧検査	仕様書のとおり 窒素ガスボンベ 6.9L	個	1			
容器耐圧検査	仕様書のとおり 窒素ガスボンベ 6.8L EW用	個	1			
容器耐圧検査	仕様書のとおり ハロンガスボンベ 充填用	個	2			
窒素ガス	3.5Lボンベ用 14.7Mpa-35℃	個	2			
窒素ガス	6.9Lボンベ用 14.7Mpa-35℃	個	2			
窒素ガス	1種 2級 純度99.9%以上	m ³	840			
窒素ガス	1種 2級 純度99.9%以上 6.8L型 EW用	個	1			
純空気	100%乾燥空気	m ³	280			
高純度窒素ガスA	純度99.999%以上 47Lボンベ用	個	1			
アセチレンガス	純度98%以上	kg	21			
工業用酸素ガス	1種 2級 純度99.5%以上	m ³	54			
アルゴンガス	純度99.5%以上	m ³	84			
ドライアイス	1KG	kg	80			
高純度アルゴンガスA	水分2PPM以下 純度99.9995%以上 7m ³	個	35			
				計		

入 札 書

下記のとおり、「入札及び契約心得」並びに入札条件等承諾の上提出します。

契約担当官
航空自衛隊第8航空団
会計隊長 山崎 陽一郎 殿

令和8年4月27日

住 所
会 社 名
代 表 者 名

印

納期（履行期間）	契約締結日	納地（履行場所）	航空自衛隊築城基地及び受注者指定場所		
	～ 令和8年3月31日				
品 名（件 名）	規 格	単 位	予 定 数 量	単 価	金 額
圧縮空気充填装置自主検査 外		式	1		
	以下余白				
入札金額	¥				

内 訳 書

品名(件名)	規 格	納入 規格	単位	予定 数量	単 価	金 額	備 考
1 圧縮空気充填装置自主検査	仕様書のとおり		回	1			
2 背負型空気呼吸器耐圧検査	仕様書のとおり		回	16			
3 容器耐圧検査	仕様書のとおり 工業用酸素ボンベ 6m ³		個	2			
4 容器耐圧検査	仕様書のとおり 工業用酸素ボンベ 6m ³		個	3			
5 容器耐圧検査	仕様書のとおり アルゴンガスボンベ 6m ³		個	1			
6 容器耐圧検査	仕様書のとおり フロンガス回収装置用ボンベ 21L		個	2			
7 容器耐圧検査	仕様書のとおり 吸入用酸素ボンベ		個	20			
8 容器耐圧検査	仕様書のとおり 窒素ガスボンベ 6m ³		個	30			
9 容器耐圧検査	仕様書のとおり 純空気ボンベ 6m ³		個	6			
10 容器耐圧検査	仕様書のとおり 窒素ガスボンベ 6.9L		個	1			
11 容器耐圧検査	仕様書のとおり 窒素ガスボンベ 6.8L EW用		個	1			
					小 計		

内 訳 書

	品名(件名)	規 格	納入 規格	単位	予定 数量	単 価	金 額	備 考
12	容器耐圧検査	仕様書のとおり ハロンガスボンベ 充填用		個	2			
13	窒素ガス	3. 5Lボンベ用 14. 7Mpa-35℃		個	2			
14	窒素ガス	6. 9Lボンベ用 14. 7Mpa-35℃		個	2			
15	窒素ガス	1種 2級 純度99.9%以上		m ³	840			
16	窒素ガス	1種 2級 純度99.9%以上 6.8L型 EW用		個	1			
17	純空気	100%乾燥空気		m ³	280			
18	高純度窒素ガスA	純度99.999%以上 47Lボンベ用		個	1			
19	アセチレンガス	純度98%以上		kg	21			
20	工業用酸素ガス	1種 2級 純度99.5%以上		m ³	54			
21	アルゴンガス	純度99.5%以上		m ³	84			
22	ドライアイス	1KG		kg	80			
						小 計		

内 訳 書

品名(件名)	規 格	納入規格	単位	予定数量	単 価	金 額	備 考
23 高純度アルゴンガスA	水分2PPM以下 純度99.9995%以上 7m ³		個	35			
24	以下余白						
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
					小 計		
					計		

委任状

契約担当官
航空自衛隊第8航空団
会計隊長 山崎 陽一郎 殿

次の者を代理人と定め、下記事項について委任します。

受任者
住所
氏名

印

記

圧縮空気充填装置自主検査 外 の入札の件

令和8年4月27日

委任者(会社名)

住所
氏名

印

築城基地仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	PNSRI-55AFG	仕様書番号	
		築基LPS-B00629-1	
品名又は件名	圧縮空気充填装置自主検査	承認年月日	令和 4年 2月 7日
		作成部隊名	令和 4年 2月 7日
		改正年月日	令和 5年 9月 27日
		作成部隊名	施設隊
<p>1 総則</p> <p>(1) 適用範囲 この仕様書は、航空自衛隊築城基地における施設隊高圧ガス製造施設での圧縮空気充填装置自主検査に適用する。</p> <p>(2) 引用文書等</p> <p>ア 法令等 高圧ガス保安法第35条の2（昭和26年法律第204号） 一般高圧ガス保安規則第83条3項（昭和41年通商産業省令第53号）</p> <p>イ その他 空気呼吸器充填用コンプレッサー取扱説明書</p> <p>2 役務に関する要求</p> <p>(1) 役務概要</p> <p>ア 本役務は、関係法令によるほか、仕様書及び監督官の指示のもと実施するものとする。</p> <p>イ 検査等に必要な諸器材は、4項2号に示す貸付品を除き契約相手方が準備するものとする。 なお、比較校正で使用する基準器は、計量法で示された基準に合格しているものを使用すること。</p> <p>ウ 検査の結果、異状なしと判断された圧力計及び安全弁については、公共機関の発行する点検済証を容易にはがれない方法で表示するものとする。</p> <p>エ 役務の不履行により官側の施設及び器材に損害等が生じた場合は、契約相手方の負担により原型に復するものとする。</p> <p>(2) 検査の内容</p> <p>ア 外観検査</p> <p>イ 圧力計比較検査</p> <p>ウ 安全弁作動検査</p> <p>エ 気密試験</p> <p>オ 弁類機能検査</p>			

3 品質保証

(1) 監督

監督の方法については次による。

ア 直接監督方式

基地内にて実施する検査項目については、直接監督方式による。

イ 資料監督方式

(ア) 契約相手方が高圧ガス保安法第29条による許可を受けていることを証する資料の写しを提出することにより行う。

(イ) 基地外にて実施する検定項目について契約相手方は、作業開始前及び実施中並びに完成後の状態を写真撮影したものに説明を付して提出するものとし、これをもって監督に代えるものとする。

(2) 完成検査

検査の方法については防衛庁訓令第27号(44.5.28)第8条第2項に示される、直接検査方式及び資料検査方式とし、細部は以下に示す。

ア 直接検査方式

(ア) 外観点検

(イ) 機能点検

検査物品を使用して、ガス容器にガスを充填し、規定の圧力範囲内にあることを確認する。

イ 資料検査方式

一般高圧ガス製造施設自主検査報告書及び気密試験成績書(以下、自主検査報告書という。)の提出により実施する。

4 各種感染症対策

契約相手方は、監督官の指示に従い感染対策を行い、感染防止に万全を期す。

5 その他の指示

(1) 提出書類

ア 記録写真は、各検査の着手前、検査中、終了時及び監督官の指示する写真を撮影のうえ、アルバムに整理し一部提出するものとする。

イ 自主検査報告書等を作成のうえ提出するものとする。

ウ 契約相手方が高圧ガス保安法第29条による許可を受けていることを証する資料の写しを提出するものとする。

(2) 貸付品

貸付品は、下表によるものとし、無償で貸付を受けることができる。

貸付品

品名	数量	単位
空気呼吸器用ガス容器 (14.7MPa)	1	本
空気呼吸器用ガス容器 (29.4MPa)	1	本

(3) 引渡場所

航空自衛隊築城基地消防小隊とし、別表に定める検定対象物品の輸送に関しては、契約相手方が実施するものとする。

(4) 検査場所

基地内及び契約相手方の検査施設とし、法令に基づき許可を受けた場所とする。

(5) 物品が契約相手方に寄託されている間の管理責任は、契約相手方が負うものとする。

(6) 契約相手方は、検査関係者以外に仕様書を貸出し、複製及び閲覧させてはならない。また、仕様書等は検査終了後速やかに、監督官に返納するものとする。

(7) 検査の結果、不具合が認められた場合は、監督官を通じ契約担当官と協議し、その指示を受ける。

6 その他

(1) 仕様書に記載のない事項及び疑義等については、契約担当官との協議によりその指示を受けるものとする。

(2) 作業現場は、常に整理整頓に努め作業終了後は、後片付けと清掃を確実に実施するものとする。また、人身事故、火災事故及び交通事故等各種の事故防止に万全を期するものとする。

検定品一覧表

No	品名	器番	数量
1	圧力計	9H1590	1
2	圧力計	9J1724	1
3	圧力計	00828301	1
4	安全弁	21084	1
5	安全弁	21273	1
6	安全弁	21063	1
7	安全弁	21022	1
8	圧力スイッチ	G04605	1
9	圧力スイッチ	G04604	1

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	4240-423-7033-5	仕様書番号	
		築基LPS-B42607-1	
品名又は件名	背負型空気呼吸器 耐圧検査	承認年月日	令和3年9月 1日
		作成年月日	令和3年9月 1日
		改正年月日	令和8年2月24日
		作成部隊名	施設隊
<p>1 総則</p> <p>1.1 適用範囲 この仕様書は、航空自衛隊築城基地で使用する背負型空気呼吸器耐圧検査について適用する。</p> <p>1.2 引用文書等</p> <p>a) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）</p> <p>b) 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）</p> <p>c) 容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）</p> <p>d) 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成9年通商産業省令第150号）</p> <p>e) 高圧容器等の整備（J. T. O42B5-1-2）</p> <p>2 役務に関する要求</p> <p>2.1 役務の内容 引用文書に基づき、次の検査等を実施するものとする。</p> <p>a) 質量検査</p> <p>b) 視聴検査</p> <p>c) 耐圧試験</p> <p>d) 付属品検査</p> <p>e) 洗浄</p> <p>f) 乾燥</p> <p>g) 打刻</p>			

2.2 役務実施要領

- a) 引渡場所は、航空自衛隊築城基地とし、耐圧検査対象物品の輸送に関しては、契約相手方とするものとする。
- b) 耐圧検査場所は、契約相手方の検査施設とし、法令に基づき許可を受けた場所にするものとする。
- c) 耐圧検査等に必要な諸器材は、契約相手方が準備するものとする。

3 品質保証

- a) 耐圧検査終了後、耐圧検査結果を契約担当官等に電話にて通知し、容器を引渡場所に搬入するものとする。
- b) 「容器耐圧検査成績書」の検査官への提出をもって検査完了とするものとする。

4 各種感染症対策

契約相手方は、監督官の指示に従い感染症対策を行い、感染対策に万全を期す。

5 その他

- a) 当該契約に起因して発生した事故、その他に契約相手方の不注意によって発生した事故については、契約相手方が無償で保証するものとする。
- b) 耐圧検査対象物品が契約相手方に寄託されている間の管理責任は、契約相手方が負うものとする。
- c) 不具合が発生した場合は、直ちに契約担当官に報告し、指示を受けるものとする。
- d) 本仕様書に記載のない事項及び疑義については、契約担当官と協議するものとする。

築城基地仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
		築基LPS-P81009	
品名又は件名	容器耐圧検査	作成年月日	令和4年3月1日
		作成部隊名	補給隊
<p>1 総則</p> <p>1.1 適用範囲 この仕様書は、航空自衛隊築城基地で使用する容器（ボンベ）耐圧検査について適用する。</p> <p>1.2 引用文書等</p> <p>a) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）</p> <p>b) 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）</p> <p>c) 容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）</p> <p>d) 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成9年通商産業省令第150号）</p> <p>e) 高圧容器等の整備（J.T.O.42B5-1-2）</p> <p>2 役務に関する要求</p> <p>2.1 役務の内容 引用文書に基づき、次の検査等を実施するものとする。</p> <p>a) 質量検査</p> <p>b) 視聴検査</p> <p>c) 耐圧試験</p> <p>d) 付属品検査</p> <p>e) 洗淨</p> <p>f) 乾燥</p> <p>g) 打刻</p> <p>h) 塗装</p> <p>i) バルブ不良の際は、バルブ交換を実施するものとする。</p> <p>2.2 役務実施要領</p> <p>a) 実施品目については、調達要領指定書によるものとする。</p> <p>b) 引渡場所は、航空自衛隊築城基地（別図）とし、耐圧検査対象物品の輸送に関しては、契約相手方が実施するものとする。</p>			

c) 耐圧検査場所は、契約相手方の検査施設とし、法令に基づき許可を受けた場所にするものとする。

d) 耐圧検査等に必要な諸器材は、契約相手方が準備するものとする。

3 品質保証

3.1 耐圧検査終了後、耐圧検査結果を契約担当官等に通知し、容器を引渡場所(別図)に搬入するものとする。

3.2 「容器耐圧検査成績書」の検査官への提出をもって検査完了とするものとする。

4 新型コロナウイルス感染防止対策

4.1 感染防止対策

a) 契約相手方は、政府及び厚生労働省並びに福岡県の示す感染防止策を踏まえ、感染防止及び感染拡大防止に万全を期す。

b) 契約相手方は、入門時、検温の求めに応じるとともに、入門時や作業中に感染症の疑われる症状または37.5度以上の体温もしくはその両方がある場合、速やかに監督官に報告するとともに、作業中止等の措置をとる。

c) 契約相手方は、本役務履行に関わる職員が、感染確認するためPCR検査等を受検する場合、速やかに当該事実を監督官に報告するとともに、監督官の求めに応じ検査結果及び基地内の行動履歴について速やかに報告するものとする。また、感染者が確認された場合の契約相手方の対応について、監督官の問い合わせに応じるものとする。

d) その他、必要な事項は、監督官と協議するものとする。

5 その他の指示

5.1 当該契約に起因して発生した事故、その他に契約相手方の不注意によって発生した事故については、契約相手方が無償で保証するものとする。

5.2 耐圧検査対象物品が契約相手方に寄託されている間の管理責任は、契約相手方が負うものとする。

5.3 不具合が発生した場合は、直ちに契約担当官に報告し、指示を受けるものとする。

5.4 本仕様書に記載のない事項及び疑義については、契約担当官と協議するものとする。

容器引渡し場所

